



# 判例紹介

平成30年(ネ)第10034号特許権侵害差止請求控訴事件  
知財高裁令和4年3月14日判決

弁理士 須藤 淳  
弁理士 菅野 裕之

1. 本事業の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ



## <1. 本事案の概要>

### 【本件特許】

特許番号 : 特許第3611969号  
発明の名称 : ソレノイド  
特許権者 : イーグル工業株式会社, 株式会社豊田自動織機

・特許権者であるイーグル工業株式会社は、株式会社テージーケーに対して、株式会社テージーケーが製造する可変容量コンプレッサ容量制御弁が本件特許の請求項1の技術的範囲に属するとし、上記制御弁の製造等の差止めと廃棄を、東京地裁に求めた。



・東京地裁は、イーグル工業の請求を棄却



・イーグル工業は、知財高裁に控訴(原告:イーグル工業, 被告:テージーケー)  
\* 高裁において、原告は損害賠償請求を追加し、差止め及び廃棄に関する請求を取り下げた。



・高裁は、イーグル工業(原告, 特許権者)の請求を認容

1. 本事案の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ



## <2. 争点>

1. **構成要件の充足性**
2. 原告の損害額

### 【本事案の要点】

構成要件の充足性を判断するにあたり、地裁と高裁において、「密閉嵌合」との文言の解釈が異なった。

結果として、**地裁では非侵害、高裁では侵害**と判断された。

1. 本事案の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ

### ＜3. 本件特許発明(請求項1)＞

【請求項1】 \* 地裁での侵害訴訟提起前に、本件特許発明は訂正審判により、以下の内容に訂正されている。

A: 相手側ハウジング部材(H)に備えられた取付孔(Ha)に收容されるソレノイド(1)であって、

B: 前記ソレノイド(1)は、

B1: 前記取付孔(Ha)に入り込まれるケース部材(2)、

B2: 該ケース部材(2)の内側に収納されるコイル部材(3)、

B3: 前記ケース部材(2)の一方の開口端部(2a)の内側に固定され前記コイル部材(3)の内筒部に延出するセンタポスト部材(4)、

B4: 前記コイル部材(3)の内筒部に位置し有底円筒状のスリーブ(7)により囲まれ往復動可能なプランジャ(5)が配置されるプランジャ室(PR)、

B5: 前記ケース部材(2)の他方の開口端部(2b)と前記プランジャ室(PR)との間に配置されるアッパプレート(6)、

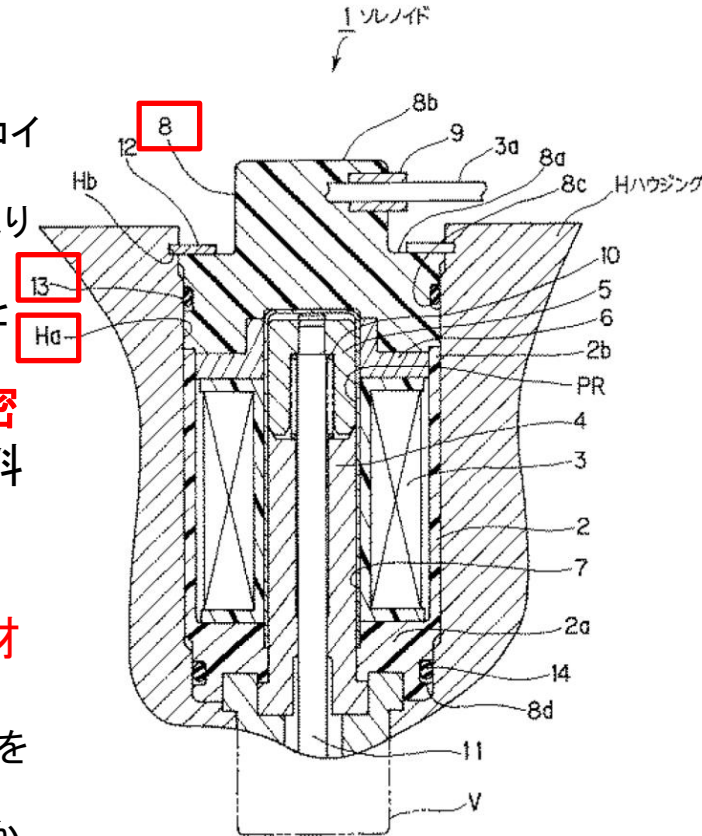
B6: 該アッパプレート(6)の外側で前記取付孔(Ha)に**密封嵌合**して該取付孔(Ha)の開口部を塞ぐ耐食性材料による**端部部材(8)**、

B7: 外部雰囲気の進入を抑制するために前記取付孔(Ha)と前記端部部材(8)の間に配置される**シール部材(13)**、

B8: 及び前記プランジャ(PR)に接続されバルブ部(V)の弁体の開閉動作を可能とするロッド(11)を備え、

C: 前記ソレノイド(1)の前記バルブ部(V)側の外周に前記バルブ部(V)側からの流体の進入を防止するシール部材(14)を設ける

D: ことを特徴とするソレノイド(1)。



## <従来技術の問題点・本件特許発明の課題・効果>

【発明が解決しようとする課題】

### 【0010】 従来技術の問題点

しかしながら、このような構成のソレノイドバルブ101においては、ソレノイド部101Aが相手側のハウジング150から突出して設けられているため、特に外部へ露出した使用環境においては、高い耐食性(防錆)を備えたものとする必要がある。

【0013】

さらに、ブラケット110でソレノイドバルブ101をハウジング150にボルト等により締結する際に位置決め作業やボルト締め作業が必要となり、取り付け性の改善が望まれていた。

### 【0014】 本件特許発明の課題

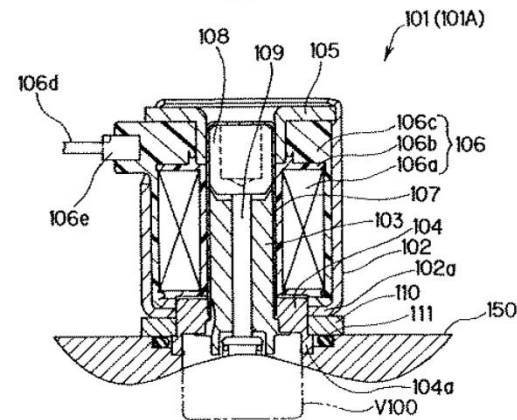
本発明は上記従来技術の問題を解決するためになされたもので、その目的とするところは、耐食性に対して有利な構造であり、高い信頼性や長寿命を得ること、また取り付けの容易なソレノイドを提供することにある。

### 【0016】 本件特許発明の効果

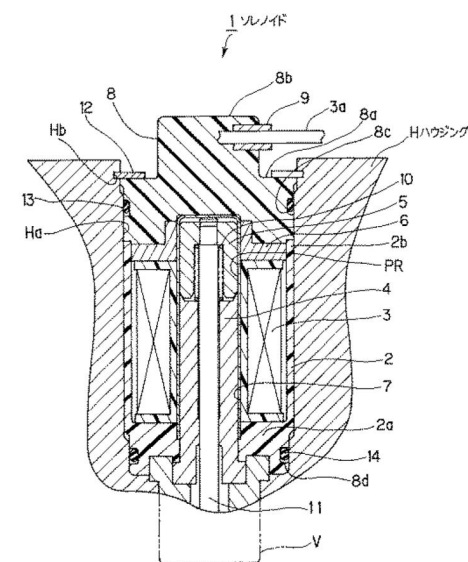
これにより、取付孔の内部に收容されたソレノイドの端部部材より奥側の部材は外部に露出されることはなく、また、外部雰囲気(湿気や水などの流体)の進入が端部部材により抑制されるので、相手側ハウジング部材に組み付けられた状態における耐食性を向上させることが可能となる。

【0017】

また、ハウジングの取付孔に挿入するだけで正確な位置決めができ、ボルトによるハウジングへの締結等も不要となり、取り付け性が向上する。



従来技術のソレノイド





1. 本事案の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ

## <4. 被告製品>

写真1

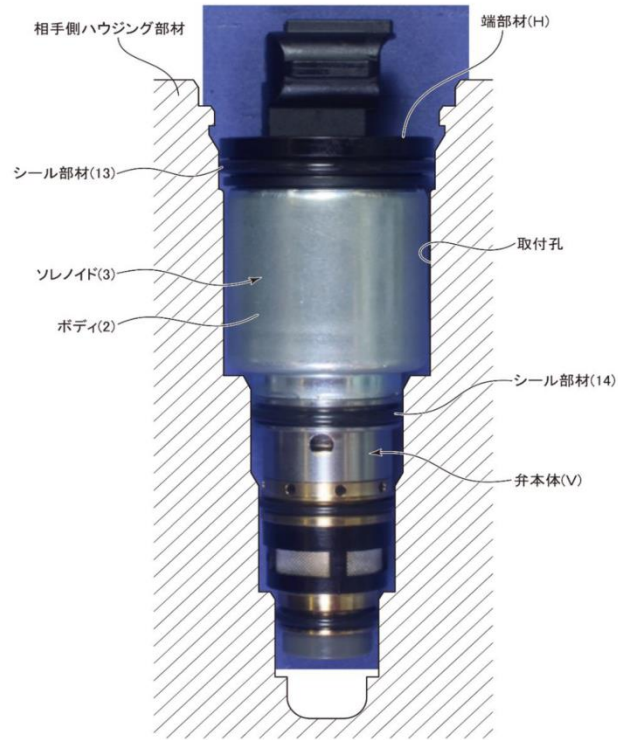
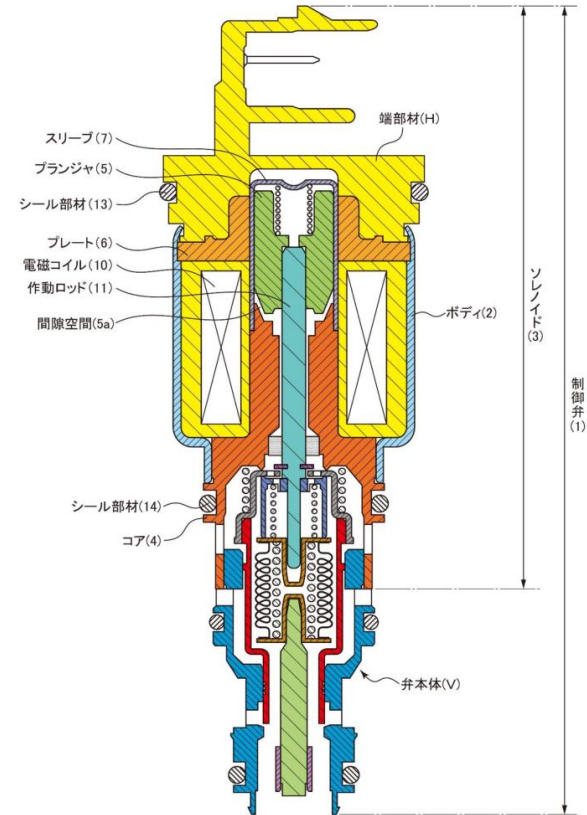


図1



被告製品の端部材Hが、本件特許発明の構成B6「該アッパープレート(6)の外側で前記取付孔(Ha)に**密封嵌合**して該取付孔(Ha)の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材(8)」を充足するか否かが争われた  
→被告製品の端部材Hが、相手側ハウジング部材に「**密封嵌合**」しているか否かが争われた

1. 本事案の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ

## <5. 地裁の判断 その1>

### (1)「密閉嵌合」の解釈について

特許発明の技術的範囲は、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないところ(特許法70条1項…), …「密封嵌合」の用語に着目すると、一般的な用法では、「密封」とは「ぴっちりと封をすること」(大辞林第二版新装版・甲21), 「隙間なく堅く封をすること」(広辞苑第6版・乙10), 「嵌合」とは「機械部品の、互いにはまり合う丸い穴と軸について、機能に適するように公差や上下の寸法差を定めること」(大辞林第二版新装版・甲21), 「軸が穴にかたくはまり合ったり、滑り動くようにゆるくはまり合ったりする関係をいう語」(広辞苑第6版・乙10)をいうとされている。そうすると、「密封嵌合」とは、「ぴっちりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。

もっとも、「密封嵌合」がどの程度の密封性を要するのかは、上記のみでは一義的明確には定まらないから、本件明細書の特許請求の範囲以外の記載及び図面を考慮して解釈すべきである(特許法70条2項…)。…本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件発明の意義からすると、本件発明は、耐食性に対して有利な構造であり、高い信頼性や長寿命を得ることなどを目的とするものであり(段落【0014】), そのための手段として、ハウジング部材に備えられた取付孔に密封嵌合して取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材により外部雰囲気(湿気や水などの流体)の進入を抑制させることとし(段落【0015】、【0016】), その効果として、ソレノイドの耐食性を向上することを可能とする発明である(段落【0046】)。そうすると、端部部材が取付孔に密封嵌合する程度は、ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気の進入を抑制させる程度である必要があるというべきである。

以上によれば、構成要件B6の「密封嵌合」とは、「ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気の進入を抑制させる程度に、端部部材が取付孔に対してぴっちりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。

## <5. 地裁の判断 その2>

### (2)「シール部材」について

本件明細書の発明の詳細な説明には、端部部材自体によって密封性を発揮し、外部雰囲気への進入を抑制することが明記されており(段落【0015】、【0016】、【0032】)、他方、シール部材は、・・・「シール部材を備えることも好適である。これによって、より外部雰囲気への進入が抑制される。」(段落【0019】・・・)、「リング13は、ヘッド部8の密封嵌合を補助する目的で設けられている。」(段落【0032】)、「シール部材を備えることにより、外部雰囲気への進入が抑制されてより耐食性が向上する。」(段落【0048】)とされ、あくまで端部部材の補助的なものと位置づけられている。そうすると、端部部材のみでの外部雰囲気への進入の抑制作用が限定的であってもよいということとはできない。

### (3)被告製品について

リング(シール部13)を外した被告製品が、取付孔内部への水分の進入を抑制する効果があるとは認められないのであるから、被告製品の端部材(H)が取付孔に「密封嵌合」しているとは認められない。

1. 本事案の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ



## <6. 高裁での原告(特許権者)の主張>

### 【構成要件B6の「密封嵌合」の意義について】

本件発明は、

- ①ハウジング取付孔と端部部材との密封性のある嵌め合いによって外部雰囲気への進入が抑制され(構成要件B6)、かつ、
  - ②取付孔と端部部材との間に配置された密封性のあるシール部材によって外部雰囲気への進入が抑制され(構成要件B7)、
- 密封性のある嵌め合いの中に密封性のあるシール部材が組み込まれて、外部雰囲気への進入が抑制されるのであり、①と②が有機的に結合して「より外部雰囲気への進入が抑制され」(【0019】)るのであって、構成要件B7のシール部材は、本件発明に必須の構成であり、取付孔と端部部材の嵌め合いとシール部材による抑制は、相互補完の関係にある。

原判決は、端部部材のみによる外部雰囲気への進入の抑制作用が限定的であってもよいということはず、外部雰囲気への進入の抑制作用は端部部材のみで完結するものと判断しているが、本件発明のシール部材は、本件発明に必須の構成として、補助的に、より外部雰囲気への進入を抑制するものであり、シール部材があってもなくてもよいということではないから、原判決の上記判断は誤りである。

1. 本事案の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ





## ＜7. 高裁での被告の主張＞

### 【構成要件B6の「密封嵌合」の意義について】

本件明細書の…記載によれば、端部部材のみで外部雰囲気の進入を抑制していることは明らかであり、**シール部材は、…あくまで端部部材の補助的なものである。**端部部材の不具合、取付不良等の場合には、シール部材によって外部雰囲気の進入を抑制することができるので、**端部部材のみで外部雰囲気を抑制していると解したとしても、シール部材が無意味とはいえない。**したがって、**構成要件B6の取付孔の開口部を塞ぐ端部部材による密封嵌合と、構成要件B7のシール部材による外部雰囲気の進入の抑制が相互に補完する関係にある旨の控訴人の主張は理由がない。**

加えて、本件出願経過についてみると、出願段階における請求項1は、「…ソレノイドであって、前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材を備えることを特徴とするソレノイド」であり、控訴人は、同発明における特許庁からの拒絶理由通知に対する意見書…において、「本願発明では、ソレノイドの端部部材より奥側の部材は外部に露出されることはなく、また、外部雰囲気(湿気や水などの流体)の**進入が端部部材により抑制される**ので、相手側ハウジング部材に組み付けられた状態におけるソレノイドの耐食性が向上することが可能となり、高い信頼性や長寿命を得ることができるものです。」と記載している。したがって、**本件発明において、取付孔とヘッド部(端部部材)との嵌め合いによる外部雰囲気の進入の抑制作用では足りないため、リング(シール部材)によって外部雰囲気の進入の抑制作用を補い助けている旨の控訴人の主張は、こうした出願経過における主張と相容れないものである。**

1. 本事案の概要
2. 争点
3. 本件特許発明について
4. 被告製品
5. 地裁の判断
6. 高裁での原告の主張
7. 高裁での被告の主張
8. 高裁の判断
9. まとめ

## <8. 高裁の判断 その1>

ここまでは、地裁と同じ判断

### 【構成要件B6の「密封嵌合」の意義について】

こうした一般的用語からすると、「密封嵌合」とは、「ぴったりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。…こうした本件明細書の記載を踏まえると、構成要件B6の「密封嵌合」における「密封」とは、外部雰囲気(湿気や水等の流体)の進入を「抑制」する程度のものを指すものと解される。

また、本件発明は、「外部雰囲気の進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材との間に配置されるシール部材」(構成要件B7)との発明特定事項を有しており、本件明細書には、「前記取付孔と端部部材との間にシール部材を備えることも好適である。これによって、より外部雰囲気の進入が抑制される。」(【0019】)との記載があることから、**本件発明における「取付孔と端部部材との間に配置されるシール部材」も、より外部雰囲気の進入を抑制するために設けられる部材であるということが出来る。**

このように、本件発明は、外部雰囲気の進入を抑制する構成として、①アッパープレートの外側で取付孔に嵌合して取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材と、②取付孔と端部部材の間に配置されるシール部材の**2つの構成によって、「外部雰囲気」の進入を抑制し、**こうした構成により、「耐食性に対して有利な構造であり、高い信頼性や長寿命を得ること、また取り付けの容易なソレノイドを提供すること」(【0014】)にあるものと解される。

## <8. 高裁の判断 その2>

### 【特許権者による拒絶理由通知書に対する意見書について(包袋禁反言)】

なお、被控訴人は、・・・出願段階における請求項1についての拒絶理由通知書に対する意見書・・・の記載を取り上げて、端部部材の密封嵌合とOリング(シール部材)による外部雰囲気の進入の抑制が相互補完の関係にある旨の控訴人の主張と相いれない旨主張するが、上記意見書で取り上げられている「本願発明」の構成には構成要件B7が含まれておらず、補正後の本件発明と異なるものであるから、そこで記載されている意見が本件発明の出願段階における主張と相いれない旨の控訴人の上記主張は理由がない。

## <8. 高裁の判断 その3>

### 【被告製品の構成要件B6の充足性について】

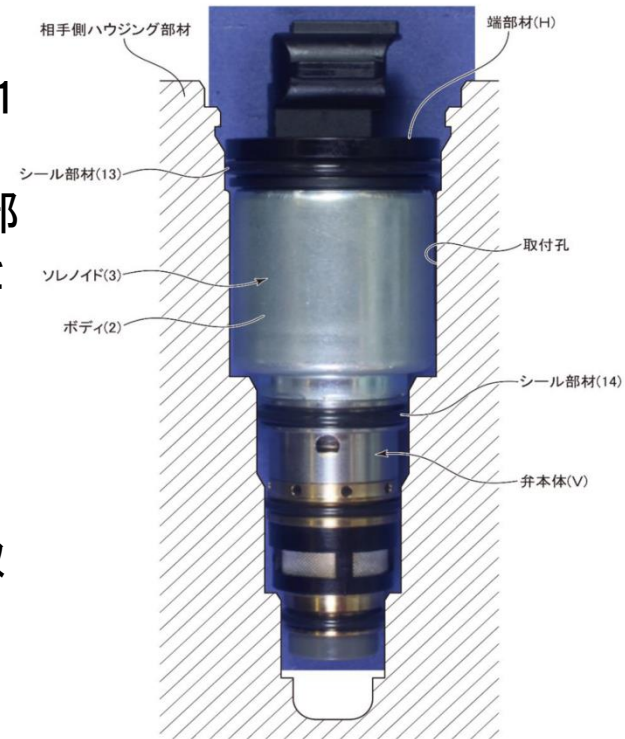
上記の各種実験結果によると、被告製品は、・・・端部部材だけで外部雰囲気(湿気や水等の流体物)の流入を遮断するものとはいえないが、・・・被告製品の端部部材は外部雰囲気(湿気や水等)の進入を抑制するものといえる

また、乙1実験、乙14実験、甲49実験、甲58実験、乙19実験及び乙20実験の試験結果によれば、端部部材とシール部材(リング)を備えた被告製品においては、外部雰囲気(湿気や水等)の流入が完全に抑制されていることが認められる。

そうすると、被告製品は、端部部材(H)をボディの上部側の開口部に嵌合させることにより外部雰囲気の流入を抑制し、シール部材の構成を備えることにより、ボディと取付孔の間を密封して外部雰囲気の流入をより抑制する効果を奏するものであるから、被告製品は、構成要件B6の「『密封』嵌合」の文言も充足する。

したがって、被告製品は、構成要件B6を充足する。

写真1



被告製品

## 9. まとめ

	地裁の判断	高裁の判断
請求項の記載からの「密封嵌合」の解釈(広辞苑等を参照)	「密封嵌合」とは、「ぴったりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。	「密封嵌合」とは、ぴったりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。
明細書を参酌しての「密封嵌合」の解釈	「密封嵌合」とは、「ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気への <b>進入を抑制</b> させる程度に、端部材が取付孔に対してぴったりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。	「密封嵌合」における「密封」とは、外部雰囲気(湿気や水等の流体)の <b>進入を「抑制」</b> する程度のものを指すものと解される。
「シール部材」について	「シール部材」は「端部部材」の補助的なものと解釈→「端部部材」のみで外部雰囲気への <b>進入を抑制</b> すると解釈	「端部部材」と「シール部材」の2つの構成によって、外部雰囲気への <b>進入を抑制</b> すると解釈
進入の「抑制」の解釈	明細書を参酌しつつもクレームの文言を重視 進入の「抑制」を、「遮断」に近い意味に解釈	クレームの文言よりも明細書の記載を重視 進入の「抑制」を、「遮断」よりも広い意味に解釈
結論	被告製品は「密封嵌合」を非充足 →非侵害	被告製品は「密封嵌合」を充足 →侵害